六ヶ月以上ニ亘リ引続キ其ノ本来ノ目的タル業務ヲ行ハザル場合ニ於テ再ビ其ノ業務ヲ執行スルニ至リタルトキハ其ノ業務ニ付解散ノ登記ヲ為スヘシ

二、前項ノ場合ニ於テ其ノ業務ヲ行ハザル期間ハ引続キ六ヶ月ヲ超ユルコトヲ得ス

（相続人ノ不存在ノ場合ニ於ケル解散）

第七十二条　相続人ノ存在ノ明ナラサルトキハ財団法人ハ相続財産ノ管理人ニ関スル民法ノ規定ニ従ヒ裁判所ニ於テ之ヲ選任シ且其ノ旨ヲ公告スヘシ

二、前項ノ場合ニ於テハ裁判所ハ利害関係人又ハ検察官ノ請求ニ因リ又ハ職権ヲ以テ何時ニテモ相続財産ノ管理人ノ選任ヲ取消スコトヲ得

三、第一項ノ公告ハ官報ニ之ヲ掲載シテ為スヘシ

（相続財産ノ処分）

第七十三条　相続財産ノ管理人ハ債権者又ハ受遺者ニ対シ一定ノ期間内ニ其ノ請求ヲ為スヘキ旨ヲ公告スヘシ

二、前項ノ期間ハ二箇月以上ヲ下ルコトヲ得ス

三、相続財産ノ管理人ハ第一項ノ期間内ニハ何人ニ対シテモ相続財産ノ処分ヲ為スコトヲ得ス

四、第一項ノ期間ハ相続財産ノ管理人ニ対シテハ之ヲ進行セス

（相続人ノ捜索）

第七十四条　第七十二条第一項ノ公告ヲ為シタル後二箇年内ニ相続人ノ存在ノ明ナラサルトキハ裁判所ハ相続財産ノ管理人ノ請求ニ因リ又ハ職権ヲ以テ相続人ノ捜索ヲ為スヘキ旨ヲ公告スヘシ

二、前項ノ期間ハ六箇月以上ヲ下ルコトヲ得ス

（相続人ノ権利ノ消滅）

第七十五条　第七十二条第一項ノ公告ヲ為シタル後三箇年内ニ相続人ノ存在ノ明ナラサルトキハ相続人ハ其ノ権利ヲ主張スルコトヲ得ス但シ其ノ前ニ相続財産ノ管理人ニ対シ権利ヲ主張シ又ハ相続財産ノ管理人ノ知リタル相続人ハ此ノ限ニ在ラス

（特別縁故者ニ対スル財産ノ分与）

第七十六条　前条ノ場合ニ於テ相当ト認ムルトキハ裁判所ハ被相続人ト特別ノ縁故アリタル者ノ請求ニ因リ又ハ職権ヲ以テ相続財産ノ全部又ハ一部ヲ之ニ与フルコトヲ得

二、前項ノ請求ハ第七十二条第一項ノ期間ノ満了後三箇月以内ニ之ヲ為スヘシ

（国庫ニ対スル財産ノ帰属）

第七十七条　第七十二条第一項ノ公告ヲ為シタル後三箇年内ニ相続人ノ存在ノ明ナラサルトキハ相続財産ハ国庫ニ帰属ス

二、第七十二条第一項ノ公告ヲ為シタル後三箇年内ニ相続人ノ存在ノ明ナラサルトキハ相続財産ノ管理人ハ遅滞ナク相続財産ヲ国庫ニ引渡スコトヲ要ス

三、第七十二条第一項ノ公告ヲ為シタル後三箇年内ニ相続人ノ存在ノ明ナラサルトキハ相続財産ノ管理人ハ遅滞ナク相続財産ヲ国庫ニ引渡スコトヲ要ス

（相続人ノ捜索）

第七十四条　第七十二条第一項ノ公告ヲ為シタル後二箇年内ニ相続人ノ存在ノ明ナラサルトキハ裁判所ハ相続財産ノ管理人ノ請求ニ因リ又ハ職権ヲ以テ相続人ノ捜索ヲ為スヘキ旨ヲ公告スヘシ

二、前項ノ期間ハ六箇月以上ヲ下ルコトヲ得ス

（相続人ノ権利ノ消滅）

第七十五条　第七十二条第一項ノ公告ヲ為シタル後三箇年内ニ相続人ノ存在ノ明ナラサルトキハ相続人ハ其ノ権利ヲ主張スルコトヲ得ス但シ其ノ前ニ相続財産ノ管理人ニ対シ権利ヲ主張シ又ハ相続財産ノ管理人ノ知リタル相続人ハ此ノ限ニ在ラス

（特別縁故者ニ対スル財産ノ分与）

第七十六条　前条ノ場合ニ於テ相当ト認ムルトキハ裁判所ハ被相続人ト特別ノ縁故アリタル者ノ請求ニ因リ又ハ職権ヲ以テ相続財産ノ全部又ハ一部ヲ之ニ与フルコトヲ得

二、前項ノ請求ハ第七十二条第一項ノ期間ノ満了後三箇月以内ニ之ヲ為スヘシ

（国庫ニ対スル財産ノ帰属）

第七十七条　第七十二条第一項ノ公告ヲ為シタル後三箇年内ニ相続人ノ存在ノ明ナラサルトキハ相続財産ハ国庫ニ帰属ス

二、第七十二条第一項ノ公告ヲ為シタル後三箇年内ニ相続人ノ存在ノ明ナラサルトキハ相続財産ノ管理人ハ遅滞ナク相続財産ヲ国庫ニ引渡スコトヲ要ス

三、第七十二条第一項ノ公告ヲ為シタル後三箇年内ニ相続人ノ存在ノ明ナラサルトキハ相続財産ノ管理人ハ遅滞ナク相続財産ヲ国庫ニ引渡スコトヲ要ス